

◎新潟県告示第667号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。

令和2年6月5日

新潟県知事 花 角 英 世

1 開設者の名称及び住所

長岡中央水産株式会社

新潟県長岡市新産1丁目1番地3

2 地方卸売市場の名称

地方卸売市場長岡中央水産株式会社

3 地方卸売市場の位置及び取扱品目

新潟県長岡市新産1丁目1番地3

生鮮水産物、冷凍品、加工品

4 認定年月日

令和2年5月29日

ただし、この認定の効力は、令和2年6月21日から生ずるものとする。